

岐阜県医師会 新型コロナウイルス感染症通信【7号】

岐阜県において、緊急事態宣言が継続中です。

県内の累計患者数は、4月29日現在149名で、死亡された方は6名です。岐阜県における新規患者数の増加は鈍化しており、23日の患者の発表以降、6日連続で新規患者の発生はありません。

しかし、隣県である愛知県をはじめとして、感染者数の増加が続いており、油断はできません。感染が判明した患者は、原則として全員入院となります。入院後5-6日経過し、無症状の方は、入院継続もしくは後方支援施設へ移送されます。症状消失後のPCR検査2回連続陰性で、退院もしくは退所となります。すでに死亡退院を除いて、68名が退院されています。入院中は73名です。

4月20日から後方支援施設への患者の移送も始まっており、支援施設からの退所者も出ています。後方支援施設で医療面においては、地域医師会の先生方にもご協力を頂いております。あらためて感謝いたします。

帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策に関する事務連絡が、4月15日付で厚生労働省から出されました。そこにおいては、PCR検査機能を地域医師会等に委託するスキームが示され、行政と医師会等の関係団体の協議の上、地域の医師会等が運営する帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）を地域の実情に応じて設置することが記載されております。県内においても、センター設立の準備が始まっています。センター運営には先生方の協力が不可欠です。基幹病院等の負担軽減のためにも、地域の先生方のご協力をお願いいたします。

<重要な通知>

1【日本医師会通知】新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要綱について（4/24）

上記要綱の変更についての通知

(1) 患者（確定例）の感染可能期間

新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始までの間とする

(2) 濃厚接触者

患者（確定例）の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者（確定例）の気道分泌液もしくは退役等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者（確定例）と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）

2【日本医師会通知】新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）（4/27）

診療報酬上の臨時的取扱いの通知です。電話等を用いた診療に関する診療報酬上の臨時的対応、在宅診療や訪問看護等が新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者からの要望で実施できなかった時の対応、PCR検査目的で保健所等へ患者を紹介した時の診療情報提供料の取扱い、などが示されています。また、電話等を用いた診療に関しては、整理された図も添付してあります。詳細は医師会HPで確認ください。

岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」掲載中！

岐阜医師会では、新型コロナウイルス感染症に関して、情報発信に努めています。本会HPの「新型コロナウイルス感染症関連情報」又は日本医師会HPのメンバーズルームを随時チェックされることをお勧めします。